

経済安全保障の推進に向けて

～経済安全保障推進法・重要経済安保情報保護活用法の解説～

内閣府

（令和８年11月）



目次

■ 1　経済安全保障とは …… 3

■ 2　経済安全保障推進法の概要 …… 4

▌(1) サプライチェーンの強靱化 …… 5

▌(2) 基幹インフラ制度 …… 6

▌(3) 重要技術の開発支援 …… 7

▌(4) 特許出願の非公開 …… 8

▌(5) 経済安保海外事業促進制度（OESA） …… 9

▌(6) 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会 …10

■ 3　重要経済安保情報保護活用法の概要 ……11



1 経済安全保障とは

国民の安全・安心を守るための取組が、外交・防衛分野という伝統的な領域から、経済・技術分野にも拡大しています。経済活動に関連して国民の安全・安心を害するような行為をあらかじめ防ぐために「経済安全保障」の取組がますます重要になっています。

経済安全保障が重視されるようになった背景

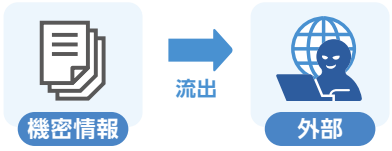
重要な物資の海外依存

海外からの輸入等に頼っている重要な物資が途絶えることで、様々な産業・暮らしに影響が出る。



機微な情報の流出

スパイ活動によって、日本の競争力を支える重要な技術・情報が流出する。



重要なインフラの妨害のおそれ

サイバー攻撃によって、電気・水道・鉄道などの社会インフラが止まる。



経済安全保障とは

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていくこと。（令和４年12月16日「国家安全保障戦略」より抜粋）

自律性の向上

「自律性の向上」とは、例えば、社会や経済活動を支える重要な基盤を強化することで、他国に頼りすぎることなく、国民の生活を守り続け、経済を正常に運営できるようにすることです。

施策例 基幹産業が抱えるリスクの点検、重要物資の安定供給

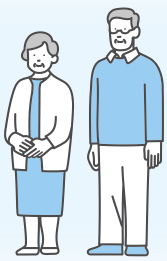
優位性・不可欠性の確保

「優位性・不可欠性の確保」とは、例えば、経済・産業構造が国際化する中で、日本が国際社会にとって欠かせない存在となるような分野を戦略的に広げていくことです。

施策例 先端的な重要技術の調査分析や育成



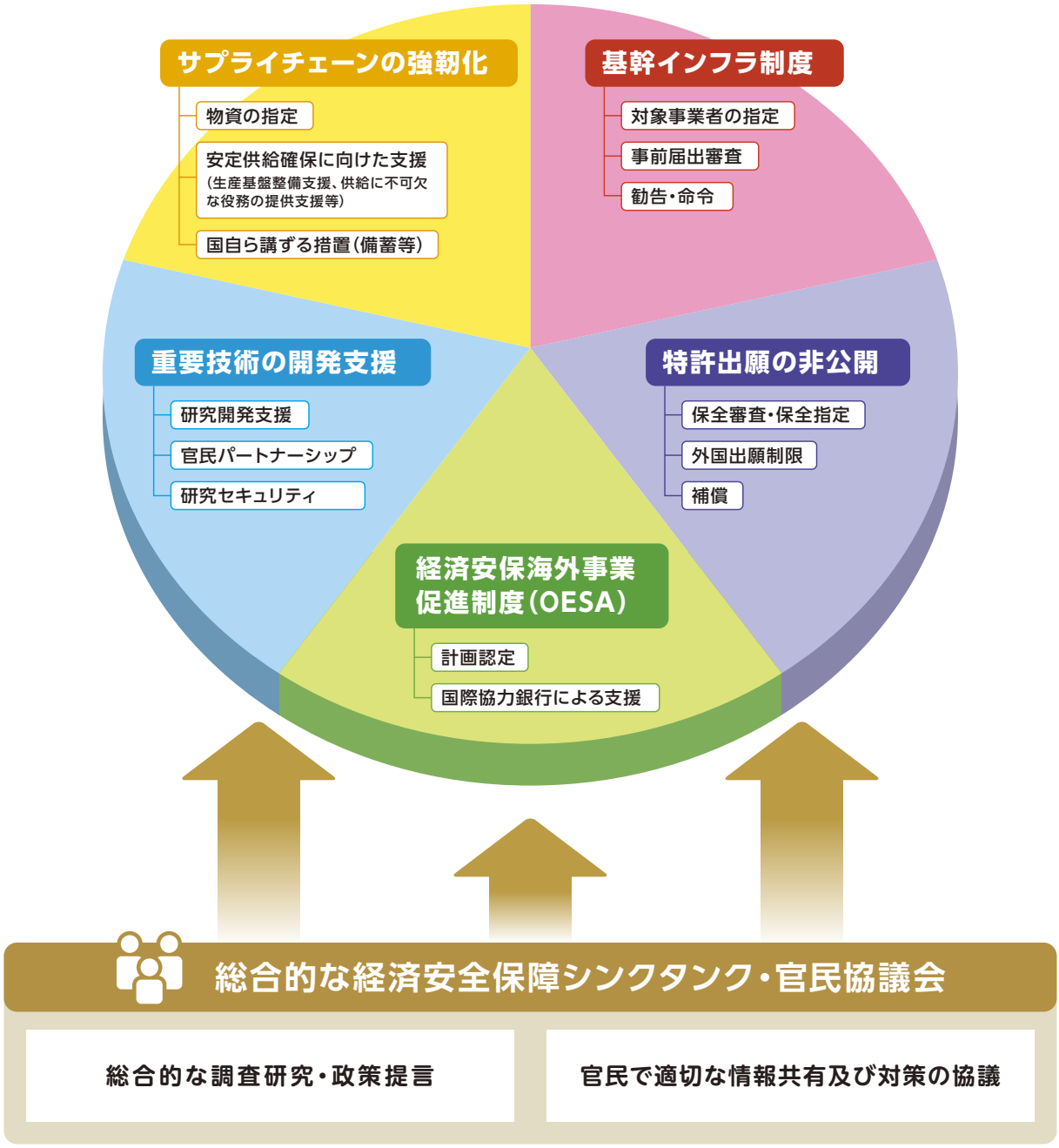
国や国民の安全・安心を経済面から確保



2 経済安全保障推進法の概要

令和４年５月、国や国民の安全を経済面から守る上で喫緊の課題に法律面から対応するために、①サプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ制度、③重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の４分野について、「経済安全保障推進法」を制定しました。さらに、その後の国際情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和８年６月に経済安全保障推進法を改正し、既存の分野を見直すとともに、⑤経済安保海外事業促進制度（OESA）を追加したほか、経済安全保障施策全体を推進するため、総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会について規定しました。

経済安全保障推進法を構成する制度の概要

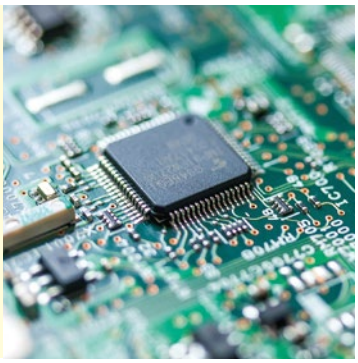


(1) サプライチェーンの強靱化

経済・産業構造がますます国際化する中、重要な物資を海外からの輸入に頼りすぎることで、必要なものが手に入らなくなるリスクが明らかになっています。そのため、重要な物資について、日本国内においても普段から安定して手に入るような仕組みを整えておく必要があります。

コラム① 半導体の供給不足

私たちの生活には半導体が欠かせません。テレビやエアコンなどの家電製品、スマートフォンなどの通信機器、自動車といった身近な製品の多くに組み込まれています。コロナ禍以降、自動車需要が急速に回復したり、先端半導体の需要が増加したりする一方で、自然災害、工場火災などにより半導体の供給力が落ち込む事態になり、世界的な半導体不足が発生しました。



制度の概要

「国民の生存、国民生活、経済活動」上、重要な物資のうち、外国へ過度に依存し、供給が絶えるおそれのある場合には、事業者が行う生産基盤・物資の供給に不可欠な役務の提供の強化、技術開発、備蓄等の取組を支援しています。

●これまでに指定した物資（計16物資）



●支援の流れ



制度の詳細等

支援の要件など制度の詳細は内閣府HPでご確認ください。

〈制度の詳細〉

特定重要物資
マスコットキャラクター
ブッシくん



©内閣府

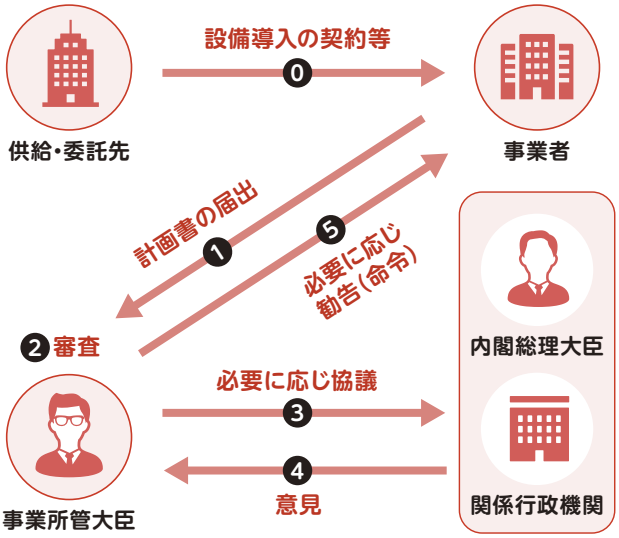
(2) 基幹インフラ制度

私たちの生活や経済活動は、電気、ガス、水道などのライフラインをはじめとした様々なサービスによって支えられています。もし、サイバー攻撃などによりこれらのサービスが提供されなくなると、人々の生命や経済・社会の秩序を損ないかねません。そのため、このような基幹的なインフラサービスの提供を妨害するような行為を未然に防ぐ必要があります。

制度の概要

インフラ事業者が、重要な設備の導入や維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度です。

国は、その設備がサイバー攻撃などの妨害行為に使われることのないよう、供給者とそのサプライチェーンも含めて審査し、事業者に対し、妨害行為を防ぐために必要な対策を取ることなどを勧告(命令)できます。



対象となる事業



コラム② 医療分野の追加

医療DXの進展等を踏まえ、国民生活の基盤となる「医療」の安定的な提供を確保する重要性が高まっていることから、医療分野を、基幹インフラ制度の対象となる事業に追加しました。



制度の詳細等

制度の詳細は内閣府HPでご確認ください。
また、本制度については内閣府の相談窓口を設けております。

〈制度の解説〉 〈相談窓口〉

(3) 重要技術の開発支援

科学技術・イノベーションは、国同士の競争に大きく関わるようになっています。先端的な重要技術を研究・開発し、その成果を活かすことは、日本が国際社会で欠かせない存在となるために必要不可欠です。

制度の概要



重要な先端技術のなかには、外部に不当に利用されると国や国民の安全が脅かされるおそれのある技術があります。

このため、経済安全保障上のニーズを踏まえ、先端的な重要技術について、民生利用のみならず公的利用につながる研究開発及びその成果の活用を推進する「経済安全保障重要技術育成プログラム（KProgram）」を進めています。本プログラムでは、官民で連携するための場（協議会）を設けることなどを通じて、ニーズ・シーズ情報の共有や社会実装に向けた研究開発支援を行っています。

支援対象とする技術

海洋領域	宇宙・航空領域	領域横断*・サイバー空間領域	バイオ領域
資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた総合的な海洋の安全保障の確保	宇宙利用の優位を確保する自立した宇宙利用大国の実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の発展	領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる安全・安心を確保する基盤の構築	感染症やテロ等、有事の際の危機管理基盤の構築

AI技術 / 量子技術 / ロボット工学（無人機） / 先端センサー技術 / 先端エネルギー技術

＊領域横断は、海洋領域や宇宙・航空領域を横断するものや、エネルギー・半導体等の確保等、その他の経済安全保障に関係するものも含まれ得る。

コラム③ 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止の取組

経済安全保障上の重要技術に関して、G7等での国際的な議論も踏まえ、技術流出のリスクにさらされている研究領域を特定するとともに、研究機関などにおけるリスクへの対応（研究セキュリティ・インテグリティ）について、共通の方針の策定などを通じて、関係機関が一体となって進めています。



制度の詳細等

KProgramに関するQ＆Aなど制度の詳細は内閣府ＨＰでご確認ください。

〈KProgramに関するQ&A〉

(4) 特許出願の非公開

特許制度は、特許出願の内容を原則として公開することで、産業の発達や更なる技術の進歩を促すことなどを目的とした制度です。

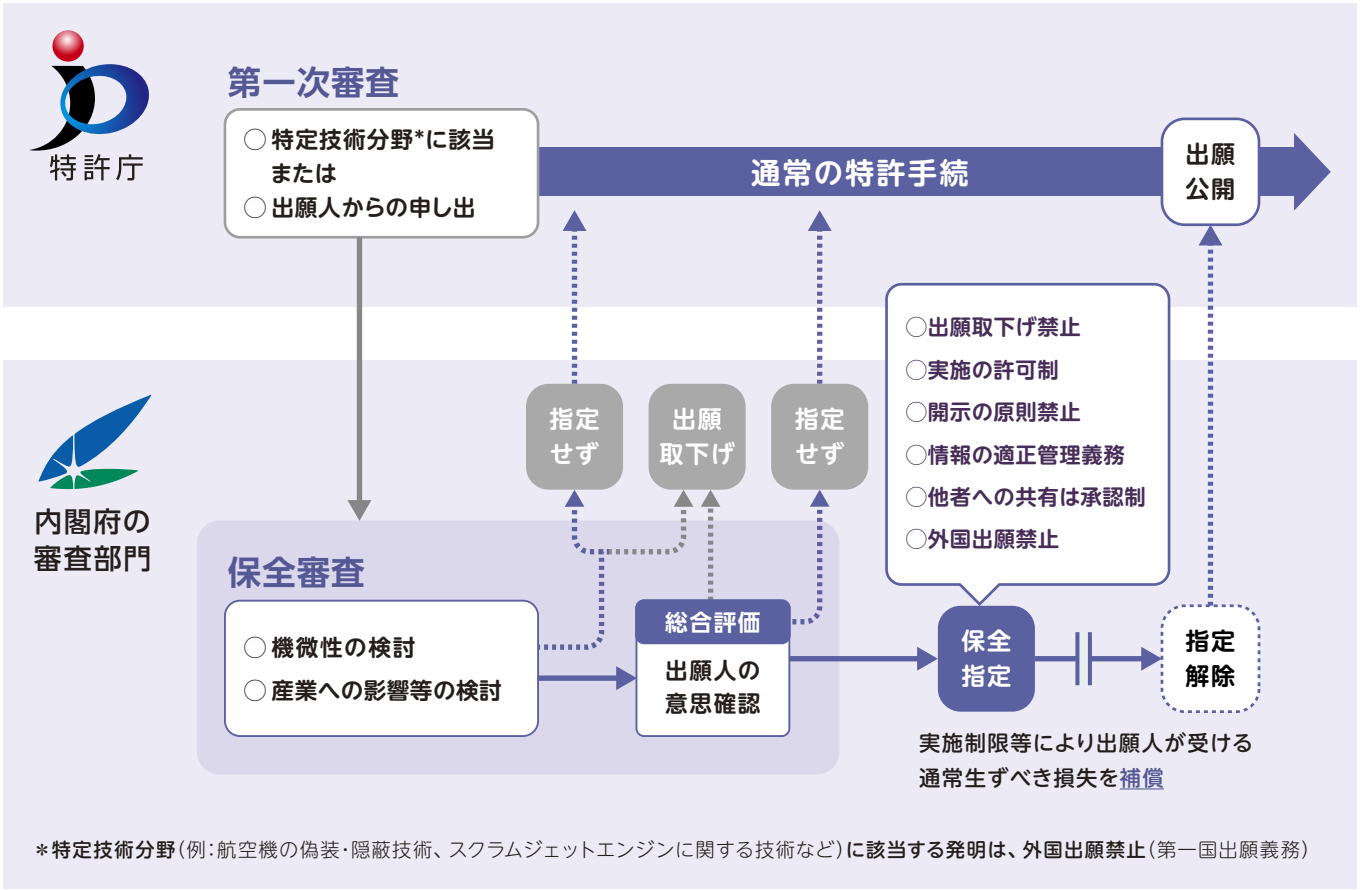
一方、国の安全上、拡散すべきでない発明の内容であっても公開されてしまうことのないよう、そのような特許出願を公開しないようにするための制度を設けました。



制度の概要

この制度では、特許庁において機微な技術分野等に該当する発明を選別した後、内閣府の審査部門において保全審査を行います。

保全審査では、国の安全上、拡散すべきではない発明であるかどうかを検討し、最終的には出願人に対する意思確認を含め、総合的な評価をした上で特許出願を非公開とします。なお、保全指定を受けたことにより損失が発生した場合に、社会通念上相当といえる範囲で国が補償を行います。



制度の詳細等

本制度について、お問い合わせが多い質問などをQ&A形式で掲載しております。
詳しくは内閣府のＨＰをご確認ください。

〈特許出願非公開制度〉 〈損失の補償〉

(5) 経済安保海外事業促進制度(OESA)

昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があります。このため、令和8年6月に成立した改正経済安保推進法において、新たに経済安保海外事業促進制度(OESA※)を創設しました。

※OESA…Overseas Economic Security Arrangement の略称

制度の概要

事業者が、経済安全保障上重要であるが、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは、民間企業から十分な投資が行われない海外事業を行う場合に、特定海外事業に関する計画を作成し、国の認定を受けることで、国や国際協力銀行(JBIC)からの支援を受けることができる制度です。

支援の対象となる海外事業	(1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用 (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用 (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用
支援の内容	・JBICから劣後出資(※)等による支援を受けることができます。 (※)通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態 ・国から必要な情報の提供及び助言等の支援を受けることができます。



コラム④ OESAと既存の海外事業支援制度について

既存の海外事業への支援制度として、政府開発援助(ODA)やグローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金(GS補助金)等があります。ODAは、開発途上国の経済開発等に寄与することを主たる目的として被援助国政府等に対して資金の贈与・貸付等を実施しています。また、GS補助金は、グローバルサウス諸国において、商用化を見据えた事業実施可能性調査事業(FS事業)や実証事業等を対象としています。

一方、OESAは、事業を実施する国・地域を限定しません。また、ODAでインフラ整備を行った上でOESAで民間事業を支援することや、GS補助金を活用したFSや実証等を通じて形成された事業の商業化段階をOESAで支援することなどの協働も可能です。

こうした海外事業の支援を通じ、官民一体となって我が国の経済安全保障の確保に貢献することを目指しています。

制度の詳細等

本制度について、詳しくは内閣府のHPをご確認ください。

〈経済安保海外事業促進制度の詳細について〉

(6) 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会

経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集して対応することが重要となっています。また、政府のみならず民間企業等も主要な主体であることから、官民が一体となり、サプライチェーンに係るリスク分析など、経済安全保障に係る諸課題に対応すべく、情報共有や対策の協議を行える場を構築する必要があります。このため、令和8年6月に成立した改正経済安全保障推進法において、シンクタンクが行う調査研究と官民協議会に関する制度が設けられました。

総合的な経済安全保障シンクタンク

外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンクを設置します。

シンクタンクが行う調査研究・政策提言テーマとして、業種横断的で専門性を要するサプライチェーン分析、インフラ・輸送等に係るリスク分析・評価等、国内外の先端的な技術動向の把握・分析などが考えられます。



官民協議会

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止のための情報共有及び対策の協議を行う官民協議会を組織することとしています。情勢やニーズ等を踏まえ、関係省庁・企業・専門家などが参加する形で、機動的な官民協議会の運営を図っていきます。



制度の詳細等

本制度について、詳しくは内閣府のHPをご確認ください。

〈制度の解説〉

3 重要経済安保情報保護活用法の概要

経済安全保障の分野でも、情報漏えいのリスクに万全を期すべく、情報保全の強化が必要です。経済活動の担い手が民間事業者であることを踏まえ、官民での情報共有を可能とし、厳しい情報保全を求める諸外国と協力するため、令和6年5月、情報の指定や、指定した情報の管理・運用ルール等を定めた「重要経済安保情報保護活用法」が成立し、令和7年5月に施行されました。

重要経済安保情報保護活用法の概要

情報指定	政府が保有する経済安全保障に関する重要な情報（いわゆるコンフィデンシャル級）を「重要経済安保情報」として指定します。
「重要経済安保情報」の管理・提供ルール	政府は一定の基準に適合する民間の事業者等に対し、安全保障の確保に資する活動を促すため、契約に基づき「重要経済安保情報」を提供することができます。 「重要経済安保情報」は、政府や政府から提供を受けた民間の事業者等の従業員について、情報を漏らすおそれがないという適性評価を得た者のみが取り扱うことができます。
罰則	漏えいや不正取得に対する罰則を設けています。 （最大５年以下の拘禁刑等）

官民の情報保全体制の強化

官民で連携して、サイバー攻撃によるインフラ障害、外国による重要物資の輸出規制などから日本を守ります。



同盟国・同志国との協力関係の強化

日本を守るために必要な機密情報を同盟国・同志国と共有・連携し、妨害行為に対抗できるようになります。



先端技術分野におけるビジネスチャンスの拡大

先端技術分野のビジネスはとても重要な情報を扱うことから、企業や従業員の信頼性を確保しながら、ビジネスチャンスを拡大します。



制度の詳細及び運用状況

重要経済安保情報の制度の詳細及び運用状況は内閣府ＨＰでご確認ください。

〈重要経済安保情報保護活用法〉

〈国会への報告〉

MEMO

MEMO

経済安全保障担当ページ
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho

内閣府 経済安全保障